

令和4年度第2回文京区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営審議会次第

日時 令和4年7月14日（木）午後1時から
会場 オンライン会議

1 開会

2 議事

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本区の個人情報保護制度における対応について（令和4年度（情運）諮問第1号）

3 その他

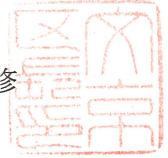
4 閉会



2022 文総総第 491 号
令和 4 年 6 月 30 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



令和 4 年度（情運）諮問第 1 号

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本区の個人情報保護制度における対応について、
下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

本区における個人情報保護制度については、文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）に基づき運用しているところであるが、この度、令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正により、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、個人情報保護委員会が一元的に当該法律を解釈運用することとなった。

地方公共団体におけるデジタル社会形成整備法第 51 条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることから、改正法の施行に向けて、本区における個人情報保護制度の見直しを行うため、次の諮問事項における本区の対応について、貴審議会の御意見をお伺いするものである。

2 諮問事項

- (1) 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について
- (2) 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当

令和4年度(情運)諮問第1号 添付資料一覧

資料番号	資料名	備考	頁
第1-1号	審議会への諮問事項について		1
	【別紙】諮問事項の整理		3
第1-2号	諮問事項検討用個票(個票1)		5
	【個票1 別紙1】過去5年の自己情報の開示請求の実績		11
	【個票1 別紙2】決定期限の比較		15
第1-3号	諮問事項検討用個票(個票2)		17
	【個票2 別紙】過去5年の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等の実績		25

審議会への諮問事項について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）の施行に当たり、（仮称）個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）に規定する事項は、以下の3分類となる。

法施行条例に規定する事項の分類

- 1 法施行条例で定めることが法律上必要な事項
- 2 法施行条例で定めることが法律上許容されている事項
- 3 単なる内部の手續に関する規律に過ぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

これらの法施行条例に規定する事項のうち、

A 新たに法施行条例に規定する事項がある場合（現条例の運用を継続するものを除く。）

B 現条例と異なる運用を行う場合

いずれかに該当する場合は、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くこととして諮問事項の整理を行ったところ、以下の2つが諮問事項に該当した。

諮問事項

- 1 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について
- 2 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について

なお、改正法施行時において文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）の運用を継続することとした事項であっても、今後、新たに法施行条例に規定する事項がある場合や運用を変更し、法施行条例を改正することとなった場合は、審議会へ諮問し、意見を聴くことが考えられる。

審議会へ諮問することが考えられる事項及び改正法施行後の審議会の役割に関する事項は、別紙「諮問事項の整理」のとおり。

諮問事項の整理

【分類の凡例】

分類1：法施行条例で定めることが法律上必要な事項

分類2：法施行条例で定めることが法律上許容されている事項

分類3：単なる内部の手続に関する規律に過ぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

No.	改正法	現条例	分類	項目	概要	対応	諮問の有無
1	第89条 第2項	第29条	1	本人開示請求 における手数料	保有個人情報の開示請求における手数料について、条例に規定する必要がある。(無料とする場合は、その旨を規定する。)	手数料について、無料とする旨法施行条例に規定する。 <u>今後、手数料を徴することとなった場合は、審議会へ諮問する。</u>	なし (現条例の運用を踏襲)
2	第119条 第3項・ 第4項	—	1	行政機関等匿名加工情報の 利用に関する 契約における 手数料	行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行う場合は、当該提案募集に係る手数料について、条例に規定する必要がある。(提案募集を行わない場合、手数料を規定する必要はない。)	国において行政機関非識別加工情報の提供事例がほとんどないこと、また、地方公共団体等に対して民間事業者が非識別加工情報に関するニーズや相談を行った事例も極めて少数であることから、当面の間、提案募集は行わない。 <u>今後、提案募集を行うこととなった場合は、審議会へ諮問する。</u>	なし
3	第60条 第5項	— (第2条)	2	条例要配慮個人 情報の内容	要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報を条例要配慮個人情報として規定することができる。	全庁調査の結果、条例要配慮個人情報として法施行条例に規定する情報は無い。 <u>今後、条例要配慮個人情報として法施行条例に規定することとなった場合は、審議会へ諮問する。</u>	なし
4	第75条 第5項	第9条 (規則第3 条、第4 条)	2	個人情報取扱 事務登録簿の 作成・公表に 係る事項	個人情報業務登録簿の作成・公表について、改正法に規定がないが、改正法第75条第5項の規定により条例に規定することができる。	個人情報業務登録簿の作成・公表について、法施行条例に規定する。 <u>今後、個人情報業務登録簿を廃止することとなった場合等別の方法による運用を行うこととなった場合は、審議会へ諮問する。</u>	なし (現条例の運用を踏襲)
5	第108条	—	2	開示請求等の 手続	(例1) 任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を定める規定	現条例において運用で対応できていることから、法施行条例に当該規定は設けない。 <u>今後、法施行条例に当該規定を設ける場合は、審議会へ諮問する。</u>	なし
					(例2) 訂正請求や利用停止請求において開示請求前置としない旨の規定を設ける場合	<u>訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求について、現条例では、開示請求前置としていないが、保有個人情報の開示を受けることで、訂正や利用停止が必要となる箇所の確認ができ、訂正請求及び利用停止請求の安定的な運用に資するため、法施行条例に開示請求前置としない旨の規定は設けない。</u>	あり
					(例3) 開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限とする旨の規定	<u>改正法の規定のとおり運用するため、法施行条例に当該規定は設けない。</u> <u>なお、現条例と異なる運用となるため、審議会へ諮問する。</u>	あり

No.	改正法	現条例	分類	項目	概要	対応	諮問の有無
6	第129条	複数あり	2	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき審議会等への諮問	<p>第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに審議会へ諮問することができる旨を条例に規定することができる。</p> <p><審議会の意見を聴くこととされているもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集禁止事項（第7条第2号） ・本人外収集（第8条第2項第6号） ・本人外収集に係る本人宛通知の省略（第8条第3項） ・業務の登録・廃止（第9条第4項） ・委託案件の報告（第12条第2項） ・目的外利用（第14条第2項第4号） ・目的外利用に係る本人宛通知の省略（第14条第3項） ・目的外利用事例の報告（第14条第5項） ・特定個人情報を緊急時に利用した場合の審議会への報告（第14条の2第4項） ・外部提供（第15条第2項第3号） ・外部提供に係る本人宛通知の省略（第15条第3項の規定を読み替えて準用する第14条第3項） ・外部提供事例の報告（第15条第3項を読み替えて準用する第14条第5項） ・特定個人情報を緊急時に提供した事例の報告（第15条の2第3項） ・収集禁止事項の電子計算組織への記録（第15条の3第2号） ・外部結合（第15条の4第1項第2号） ・外部結合事例の報告（第15条の4第3項） ・自己情報開示請求において本人に開示しない場合（第16条第3項第6号） ・存否応答拒否事例の報告（第21条の2第2項） ・事業者の人権侵害行為の公表（第25条第3項） 	個別の事案の当否について、審議会へ諮問することは、改正法下では許容されないが、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会へ諮問することができる旨を法施行条例に規定する。	なし (現条例の運用を踏襲)
7	—	第11条	3	地方公共団体の内部管理に関わる規定	個人情報の安全管理のために保護責任者等の地方公共団体独自の役割を置いたり、当該役職者に対して内部調査権限を付与したり、地方公共団体内部の機関間の権限関係を定める等の制度を設ける場合	保護責任者の設置について、法施行条例に規定する。	なし (現条例の運用を踏襲)
8	—	複数あり	3	審議会への報告、区民への閲覧	目的外利用、外部提供等を行った事例については、審議会へ報告するとともに、閲覧に供する必要がある。	当該規定を法施行条例に設ける。	なし (現条例の運用を踏襲)
9	—	第2条 第16条	その他	死者の情報の保護及び開示請求の取扱いについて	死者の情報について、改正法では個人情報に含まれないことから、その取扱いについて検討する必要がある。	死者の情報の取扱いについては、検討事項を整理の上、法施行条例とは別に審議会へ諮問する。	あり (別途)

諮問事項検討用個票（個票 1）

諮問事項	保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について	
1 関連規定	改正法	現条例
	第 83 条（開示決定等の期限） 第 94 条（訂正決定等の期限） 第 102 条（利用停止決定等の期限）	第 21 条（請求に対する決定等）
2 検討事項	保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、改正法と現条例の規定に差異があるところ、法施行条例に規定することにより、改正法の規定より短い期間とすることができることから、期限の短縮について検討する。（参考情報＜1＞）	
3 現条例の取扱い	<p>＜開示請求に対する決定期限＞</p> <p>【当初期限】即日</p> <p>【延長期限】14 日以内（請求書を受理した日の翌日から起算）</p> <p>【再延長期限】60 日以内（請求書を受理した日の翌日から起算）</p> <p>【特例延長】規定なし</p> <p>＜訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に対する決定期限＞</p> <p>【当初期限】20 日以内（請求書を受理した日の翌日から起算）</p> <p>【延長期限】60 日以内（請求書を受理した日の翌日から起算）</p> <p>【再延長期限】規定なし</p> <p>【特例延長】規定なし</p>	
4 改正法の取扱い	<p>＜開示請求、訂正請求、利用停止請求＞</p> <p>【当初期限】30 日以内（開示請求があった日の翌日から起算）</p> <p>【延長期限】当初期限から 30 日以内（開示請求があった日の翌日から起算。当初期限 30 日以内＋延長期限 30 日以内＝<u>最大 60 日以内</u>）</p> <p>【再延長期限】規定なし</p> <p>【特例延長】あり（保有個人情報が著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合）</p> <p>※ 訂正には、追加又は削除を含む。</p> <p>※ 利用停止は、利用の停止、消去又は提供の停止を指す。</p>	

5 検討

(1) 決定期限について

改正法では、当初期限内（30日以内）に決定できない場合は、30日以内に限りその期限を延長することができることとされていることから、仮に当初期限を現条例の延長期間である14日以内に短縮すると、延長期間は、最大44日となり、それ以後は、特例延長の取扱いとなる。

(2) 特例延長できる場合について

特例延長できる場合は、保有個人情報著しく大量であり、期限内に決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に限られるものであり、開示・不開示の判断に時間を要することを理由として特例延長することはできない。

(3) 特例延長を行う場合の通知について

特例延長を行う場合の通知は、当初期限内に開示請求者になされなければならない。

(4) 事案の移送について

請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができる。

移送に係る協議を含め移送に要する日数は、決定を行うまでの期間に算入されるため、移送の協議は、原則として1週間以内に終了するものとされているが、新たに対応する事務となるため、他の行政機関等との調整に時間を要することが想定される。（参考情報<2>）

(5) 第三者意見の聴取について

開示請求に係る保有個人情報に他の行政機関等や開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって第三者へ意見書を提出する機会を与えることができる。（任意的意見聴取）

また、開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者に関する情報を開示すると第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するために当該情報を開示しようとするときは、第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならない。（必要的意見聴取）

なお、いずれの場合についても、意見聴取に要する日数は、決定を行うまでの期間に算入される。

(6) 郵送による請求について

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続について、現運用では、請求の受付を窓口のみに限定しているが、改正法では、窓口受付のほか、郵送による請求についても対応することが必要であるとさ

	<p>れている。</p> <p>(7) 請求のあった日の考え方について</p> <p>現条例では、開示請求書を受理した日に決定する場合を除き、区が開示請求書を受理した日の翌日が決定期限の起算日となるが、改正法では、開示請求のあった日の翌日が決定期限の起算日となる。(郵送請求については、開庁日以外の日に配達された場合、区の職員が到達を知り得るのが月曜日であれば、月曜日に到達したものとして取り扱う。)</p> <p>将来的にオンラインによる請求を導入することとなった場合を想定すると、オンラインによる開示請求のあった日は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 3 項の規定により、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに開示請求書が到達したものとみなされることから、一般的には、行政機関等の汎用受付等システムに備えられたファイルへの記録が完了した日が「開示請求があった日」となる。そうすると、業務時間外や閉庁日に請求があった場合、当該時点においてシステムに備えられたファイルへの記録が完了する場合は、当該時点が「開示請求があった日」となる。</p> <p>(8) 期間計算の考え方について</p> <p>現条例では、決定期限を計算する際にその期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の開庁日が決定期限となるが、改正法では、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定により、開示請求があった日の翌日から起算し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとなる。</p> <p>(9) 現条例の運用状況について</p> <p>別紙 1 「過去 5 年の自己情報の開示請求の実績」のとおり</p>
<p>6 区の方向性</p>	<p>(1) 現条例の運用の継続の可否について</p> <p>改正法は、再延長の規定がないことから、現条例の運用を継続することはできないため、当初期限及び延長期限について検討する。</p> <p>(2) 当初期限及び延長期限の検討</p> <p>ア まず、当初期限を即日とすると、オンラインによる開示請求に対応することができない。また、特例延長を行う場合の通知は、5(3)のとおり当初期限内に請求者になされなければならないとされているところ、当初期限を即日とすると、開示請求があった日に保有</p>

	<p>個人情報全てを検索し、特例延長の適用の要否を決定する必要があるが、対応できないおそれがある。</p> <p>以上のことから、当初期限を即日とすることは、困難である。</p> <p>イ 次に、当初期限を現条例の延長期限（請求のあった日の翌日から14日）とすると、延長期限は、請求のあった日の翌日から最大で44日以内となる。</p> <p>特例延長は、5(2)のとおり保有個人情報が著しく大量であり、開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に限られるものであることから、開示・不開示の判断を行う期間は、現条例の60日以内から44日以内に短縮されることとなる。</p> <p>直近5年度で開示決定等に45日以上要した2件の事例（平成29年度事例2（56日）、令和元年度事例2（59日））は、いずれも開示・不開示の判断に時間を要したものであり、同様の事例が発生した場合、延長期限内（44日以内）に対応できない事態が発生するおそれがある。</p> <p>ウ 以上のことから、延長期限を現条例の再延長期限にそろえることで最も現条例に近い運用をすることができるため、改正法の規定のとおり、当初期限は30日以内、延長期限はさらに30日以内（当初期限と合算して開示請求のあった日の翌日から60日以内）とする。</p> <p>なお、現条例は、当初期限が即日であること、また、延長期限（14日以内）までに多くの事例が決定できていることを踏まえて、事務処理を遅滞させることがないように、請求があった際は、改正法に定める期限にかかわらず、速やかに対応するよう努める旨の規定を置くこととする。（参考情報＜3＞）</p> <p>エ 訂正決定等の期限及び利用停止決定等の期限についても、延長期限（60日以内）をそろえる必要があることから、開示決定等の期限と同様に改正法の規定のとおりとする。</p>
7 審議会での 主な意見	
8 審議会の 結論	
9 参考情報	<p>＜1＞ 【個人情報の保護に関する法律についてQ&A】</p>

Q5-6-1 法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている（同条第2項）。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。

A5-6-1 法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。

なお、法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を「15日以内」とし、同条第2項の期間を「20日以内」とした場合には、法施行条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。

<2>

【個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）P.232】

(2) 協議機関

移送に係る協議を含め移送に要する日数は、開示決定等を行うまでの期間（原則30日以内）に算入されることになるため、移送の協議は、開示請求を適法なものとして受け付けた後速やかに開始し、原則1週間以内に終了するものとする。

なお、移送に関する協議が整わない場合には、移送することはできず、開示請求を受けた行政機関の長等が開示決定等を行う。

<3>

【個人情報保護委員会への質問】

（質問）

開示請求等に対する決定に当たり、決定期限にかかわらず速やかに対応するよう努めなければならない旨の規定を法施行条例に規定する

	<p>ことは認められるか。</p> <p>(回答)</p> <p>ご質問のような規定をおくことは、法第5章第4節の規定に反するものではなく、妨げられません。</p>
--	--

過去5年の自己情報開示請求の実績

令和3年度

請求件数	109件
① 当初期限（即日）	22件
② 延長期限（14日以内）	86件
③ 再延長期限（60日以内）	1件

令和2年度

請求件数	100件
① 当初期限（即日）	35件
② 延長期限（14日以内）	63件
③ 再延長期限（60日以内）	2件

※ 再延長事例2件は、いずれも取消再決定によるもの

令和元年度

請求件数	104件
① 当初期限（即日）	27件
② 延長期限（14日以内）	75件
③ 再延長期限（60日以内）	2件

平成30年度

請求件数	92件
① 当初期限（即日）	26件
② 延長期限（14日以内）	62件
③ 再延長期限（60日以内）	4件

※ 再延長事例4件のうち1件は、削除請求

平成29年度

請求件数	80件
① 当初期限（即日）	39件
② 延長期限（14日以内）	39件
③ 再延長期限（60日以内）	2件

【令和3年度事例1】国保年金課

<請求内容>

「令和〇年〇月分〇〇〇〇クリニック、令和〇年〇月～〇月分〇〇〇〇クリニック診療報酬明細書の写し」

<再延長理由>

医療機関に開示可否の照会を行うため

<決定に要した日数>

25日

【令和元年度事例1】戸籍住民課

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍の請求及び交付の有無についての文書」

<再延長理由>

請求に係る文書の情報量が膨大であり、内容を確認し、請求に応じるか否かを判断するのに相当の日時を要するため

<決定に要した日数>

21日

【令和元年度事例2】国保年金課

<請求内容>

「〇〇病院における〇〇〇〇の診療報酬明細書」

<再延長理由>

医療機関に開示可否の照会を行うため

<決定に要した日数>

59日

【平成30年度事例1】保健サービスセンター

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日に保健サービスセンターで行われた〇〇〇〇についての精神保健相談を当該公開請求者によって話した内容、担当医師の記録、同席した保健師の記録等全ての情報が分かる文書」

<再延長理由>

請求内容に相当する書類の確認に日数を要するため

<決定に要した日数>

25日

【平成30年度事例2】保健サービスセンター

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日に保健サービスセンターで行われた〇〇〇〇についての精神保健相談を当該公開請求者によって話した内容、担当医師の記録、同席した保健師の記録等全ての情報が分かる文書」

<再延長理由>

請求内容に相当する書類の確認に日数を要するため

<決定に要した日数>

25日

【平成30年度事例3】保健サービスセンター

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日に保健サービスセンターで行われた〇〇〇〇についての精神保健相談を当該公開請求者によって話した内容、担当医師の記録、同席した保健師の記録等全ての情報が分かる文書」

<再延長理由>

請求内容に相当する書類の確認に日数を要するため

<決定に要した日数>

25日

【平成30年度事例4】子ども家庭支援センター

<請求内容>

「子ども家庭支援センターにおける〇〇〇〇及び〇〇〇〇に係る記録の登録と削除」

<再延長理由>

削除請求のため、当初決定期限（20日以内）で決定

<決定に要した日数>

20日

【平成29年度事例1】子ども家庭支援センター

<請求内容>

「・H〇.〇.〇、〇〇小学校から電話がかかってきた内容。誰からかかってきたのか詳しく知りたい。私共の自宅へ訪問されるまでの流れを知りたい。・H〇.〇.〇以降、今まで〇〇小から連絡があったのか、あればどのような内容か詳しく知りたい。開示される内容、されない内容があると全てのことがわからないので選択する事なく教えてほしい。」

<再延長理由>

開示の可否の判断に時間を要するため

<決定に要した日数>

32日

【平成29年度事例2】子ども家庭支援センター

<請求内容>

「自分の子どものことに対する相談記録」

<再延長理由>

非開示箇所の検討に時間を要するため

<決定に要した日数>

56日

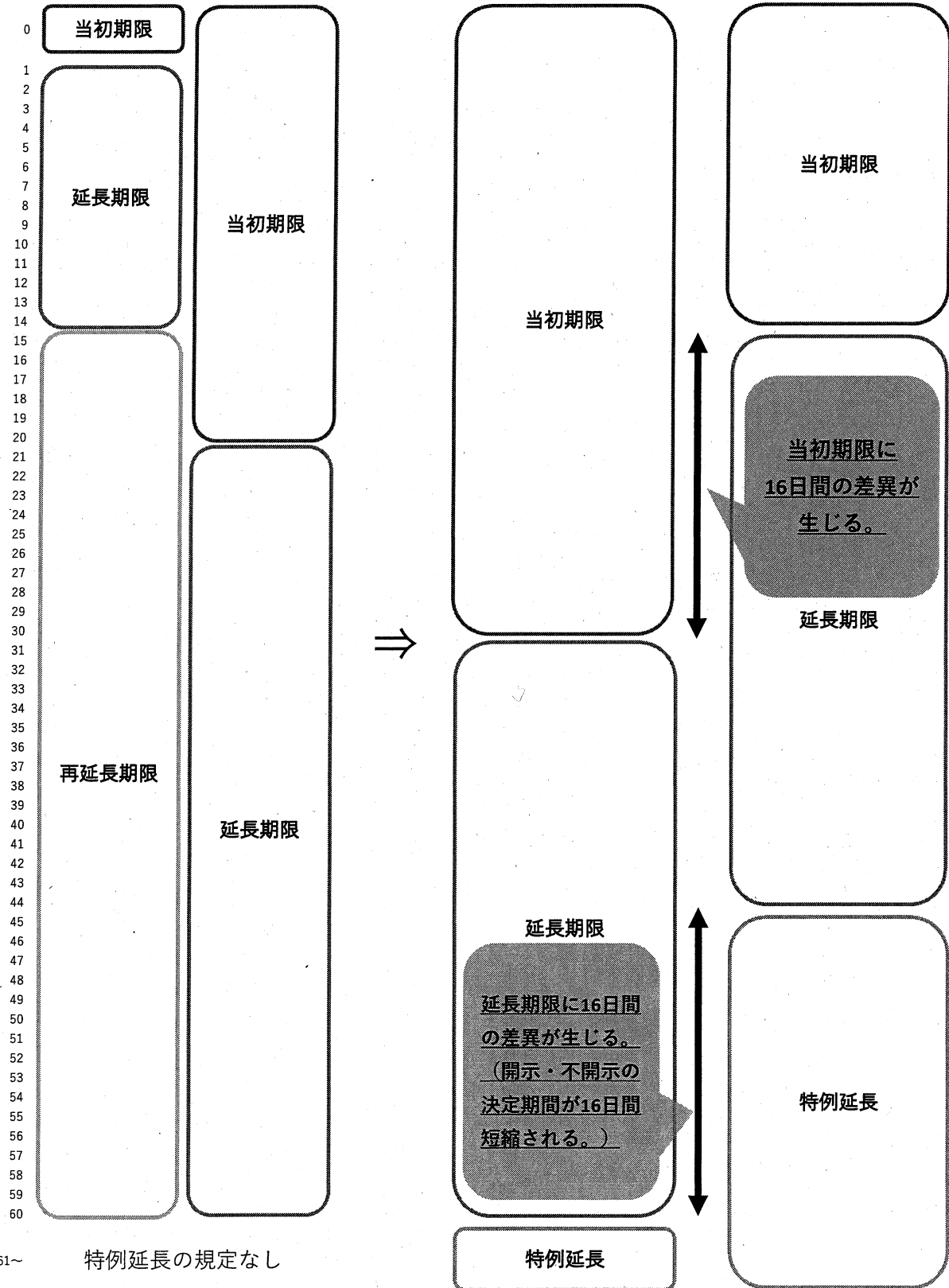
決定期限の比較

(1) 現条例の規定	
開示請求	訂正・削除・利用 の中止・提供等 の中止の請求

(2) 改正法の規定	
開示請求、訂正請求、 利用停止請求	

(3) 法施行条例で当初期限を 14日とした場合	
開示請求、訂正請求、 利用停止請求	

経過日数



諮問事項検討用個票（個票2）

諮問事項	訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について	
1 関連規定	改正法	現条例
	第90条（訂正請求権） 第98条（利用停止請求権）	第17条（訂正の請求） 第18条（削除の請求） 第19条（利用の停止の請求等）
2 検討事項	<p>保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求について、改正法では、</p> <p>① 改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は</p> <p>② 改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>に限り訂正請求又は利用停止請求ができること（以下「開示請求前置」という。）とされているところ、現条例では、開示請求前置を採用していない。この点について、法施行条例に規定することにより、開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求は利用停止請求の対象とすることができることから、開示請求前置の採否について、検討する。（参考情報<1>）</p>	
3 現条例の取扱い	<p><請求の要件></p> <p>【訂正の請求】</p> <p>自己情報について、事実に関する部分に誤りがある、又は不正確な内容があると認めるときは、当該自己情報の訂正の請求をすることができる。</p> <p>【削除の請求】</p> <p>1 自己に関する個人情報の削除請求ができる場合</p> <p>(1) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集した場合</p> <p>(2) 適法かつ公正な手段によらずに収集した場合</p> <p>(3) 収集禁止事項を法令の根拠や審議会の意見を聴くことなく収集した場合</p> <p>(4) 収集の目的を明らかにしないで収集した場合又は例外的に本人以外の者から個人情報を収集できる場合以外の方法で本人以外の者から収集した場合</p> <p>2 自己に関する保有特定個人情報の削除請求ができる場合</p> <p>(1) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集した</p>	

	<p>場合</p> <p>(2) 適法かつ公正な手段によらずに収集した場合</p> <p>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条に規定する利用範囲を超えて、特定個人情報を利用した場合</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産の保護のための必要性が低いにもかかわらず、特定個人情報を利用した場合</p> <p>(5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難ではない場合に、本人の同意を得ずに、特定個人情報を利用した場合</p> <p>(6) 番号法第 19 条各号のいずれにも該当しない場合に、特定個人情報を収集した場合又は保管した場合</p> <p>【利用の中止の請求等】</p> <p>1 自己に関する個人情報の利用の中止の請求ができる場合</p> <p>(1) 本人の同意を得ずに又は例外的に本人の同意を得ずに目的外利用できる場合の規定によらずに個人情報の目的外利用をしているとき。</p> <p>(2) 個人情報の外部提供について、(1)と同様に規定に違反しているとき。</p> <p>2 自己に関する特定個人情報の利用の中止の請求ができる場合</p> <p>(1) 削除の請求 2「自己に関する保有特定個人情報の削除請求ができる場合」の(1)から(6)までと同様</p> <p>(2) 個人番号利用事務等処理するために、必要な範囲を超えて作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報を収集した場合</p> <p>3 自己に関する特定個人情報の提供の中止の請求ができる場合</p> <p>番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供しているとき。</p> <p>＜開示請求前置について＞</p> <p>訂正の請求、削除の請求、利用中止の請求等いずれも開示請求前置に係る規定は存在しない。</p>
<p>4 改正法の取扱い</p>	<p>＜請求の要件＞</p> <p>【訂正請求】</p> <p>自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。</p>

	<p>【利用停止請求】</p> <p>自己を本人とする一定の保有個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる。</p> <p><開示請求前置について></p> <p>改正法では、①改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は、②改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものについて、訂正請求又は利用停止請求をすることができる。</p> <p>なお、訂正請求、利用停止請求いずれも、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>
<p>5 検討</p>	<p>(1) 改正法において開示請求前置を採用している理由について</p> <p>改正法において開示請求前置を採用している理由は、参議院内閣委員会での政府答弁によると、①開示請求がなされた場合に不開示となる情報について、訂正請求や利用停止請求を認めると、結果として当該情報が開示されたのと同じ効果をもたらし得ると考えられること、また、②開示請求を経ずに訂正請求や利用停止請求を行うことを認めると、請求された情報が開示対象となる情報かどうか等、法定外の手続で判断する必要が生じ、制度の安定性を損なうことが挙げられている。（参考情報<2>）</p> <p>(2) 現条例制定時の検討内容について</p> <p>現条例制定時の検討においては、実施機関の保管する自己情報に接する機会は、実施機関からの各種通知等開示請求に基づく場合に限られるものではないことから、訂正の請求ができる場合を開示請求の有無にかかわらず認めることが適当であるとして、開示請求前置を採用しなかった。</p> <p>(3) 改正法において訂正請求又は利用停止請求ができる場合について</p> <p>改正法は、①改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は②改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものについて、訂</p>

	<p>正請求又は利用停止請求をすることができる」とされている。</p> <p>②「他の法令により開示を受けたもの」の「法令」は、条例及びこれに基づく規則等が含まれるが、要綱等の内規は含まれないことから、要綱等に基づき閲覧・交付しているものについては、「他の法令により開示を受けたもの」に該当しない。</p> <p>また、処分通知書など区が通知したものについても、「他の法令により開示を受けたもの」に該当しない。</p> <p>(4) 過去の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求の実績について（別紙「過去5年の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等の実績」参照）</p> <p>過去5年間で訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等は、計4件あった。（訂正の請求3件、削除の請求1件）</p> <p>このうち、開示請求を経ないで訂正の請求又は削除の請求を行った事例は、1件であった。</p>
<p>6 区の方向性</p>	<p>(1) 開示請求前置とした場合のメリット</p> <p>ア 開示請求を経ないで削除の請求がなされた事例（No. 3）について、本件削除の請求は、小学校において情報提供された情報を基に子ども家庭支援センターに記録されている情報の削除を求めたものであるが、現条例上、削除が認められる場合には該当しないため、不承諾処分となった。請求者は、自己情報の開示を受けていないことから、実施機関において保有する情報を一定程度推測した上で削除の請求を行ったものと考えられる。</p> <p>このように、開示請求前置でない場合、実施機関とのやりとりなどから推測で各請求を行わなければならないが、開示請求前置として保有個人情報の開示を受けることで、実施機関において具体的にどのように記録されているかが請求人にとって明らかとなり、削除の対象となる箇所を請求者が認識することができる事例であった。</p> <p>イ また、他地方公共団体の例として、図書館に設置された防犯カメラの画像データ中に記録された請求者本人に係る自己情報の外部提供の中止の請求に応じられない旨の決定処分の取消しを求めた審査請求事例がある。当該事例は、防犯カメラ画像の保管期間が請求日時点で経過しており、防犯カメラ画像は既に存在せず、請求人が被写体として記録されているか否かは検証不能であることから、本件審査請求には理由がないため棄却されたものであるが、開示請求により保有個人情報の開示を受けることで、実施機関において記録されていないことが確認できる事例であった。</p>

	<p>た。</p> <p>(2) 開示請求前置とした場合のデメリットについて 要綱等に基づき閲覧、交付、通知等したものについては、5(3)のとおり「他の法令により開示を受けたもの」に該当しないこととなるため、閲覧等により保有個人情報を確認してから期間が経過していない場合は、最新の情報であるにもかかわらず、開示請求を求めることとなり、請求者の負担となってしまう可能性がある。</p> <p>(3) 区の考え方 改正法において開示請求前置を採用している趣旨や過去の事例、他自治体の事例を踏まえると、開示請求により保有個人情報の開示を受け、訂正又は利用停止を求める者が実施機関で保有する保有個人情報の具体的な記載内容を把握することで、より正確に訂正請求又は利用停止請求を行うことができ、実施機関における訂正請求や利用停止請求に対する諾否の判断に資すると考えられる。 開示請求前置とするこれらの利益が請求者に課する負担としての不利益を上回ると考えるため、改正法の規定のとおり、開示請求前置を採用する。</p>
7 審議会での 主な意見	
8 審議会の 結論	
9 参考情報	<p><1> 【個人情報の保護に関する法律についてQ&A】 Q 5-8-2 法は、訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報について、本人が法の開示決定に基づき開示を受けたもの又は法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたものに限り、法第 90 条第 1 項及び第 98 条第 1 項)、法施行条例で規定することにより、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象とすることはできるか。 A 5-8-2 法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第 108 条は、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第 5 章第 4 節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報につい</p>

て訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。

<2>

【第204回国会 参議院内閣委員会会議録第17号（令和3年5月11日） 該当箇所を抜粋】

○小沼巧君 要は、（・・・）という答弁でありました。

さて、その次についてであります。訂正請求とか利用停止の請求についてであります。

これも、要は、平均的な自治体条例におきましては、訂正手続や利用停止請求は開示請求により開示された個人情報以外にも認められている条例があるということが指摘でありましたが、今回の改正によって、開示請求により開示された個人情報のみ訂正請求、利用停止請求が可能となるということであり、理解をするのであれば、開示されなければそれら訂正したり利用停止をしたりする権利が使えなくなってしまうという意味で、自治体の保護条例の水準切下げに当たるのではないかというような指摘がござったところでございます。

これについての御見解をお伺いいたします。

○政府参考人（富安泰一郎君） 御答弁いたします。

改正案におきましては、現行の行政機関個人情報保護法の規定を引き継ぎまして、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求につきましては、開示請求を経て開示された情報を対象として行う仕組みといたしております。

これにつきましては、開示請求がなされた場合に不開示となる情報につきまして訂正請求や利用停止請求を認めますと、結果として当該情報が開示されたのと同じ効果をもたらし得ると考えられますこと、また、開示請求を経ずに訂正請求や利用停止請求を行うことを認めますと、請求された情報が開示対象となる情報かどうか等、法定外の手続で判断する必要が生じ、制度の安定性を損なうことなどを理由としているものでございます。

また、委員御指摘のとおり、現行の自治体の個人情報保護条例の中には、改正請求を経ずに訂正請求や利用停止請求を行うことを認めているものもございしますが、それらの条例も保有個人情報の訂正等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは当該請求を拒むことを認める旨を規定している場合もあるなど、開示請

求がなされた場合に不開示となる情報についてまで訂正請求や停止請求を認める趣旨では必ずしもないと考えているところでございます。

また、開示請求がなされた場合に開示される情報につきましては、まず開示請求を行うことを求めるわけでございますけれども、本人に対して過度の御負担を課すというところまでは至らないのではないかと考えているところでございます。

このため、今回の改正におきまして、本人からの訂正請求や利用停止につきまして、自治体における保護水準を切り下げることにつながるとは考えていないところでございます。

【個票2 別紙】

過去5年の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等の実績

No.	請求年度	決定に要した期間	個人情報件名(内容)	請求区分	主管課	決定区分	諾否の理由
1	平成29年度	0日 (即日)	子ども家庭支援センターでの法律相談の相談記録(3件)のうち、すべての種類についての誤りの訂正(〇〇〇〇〇の相談分)	訂正	子ども家庭支援センター	不承諾	当該情報は、開示すべきではないと判断している情報であるにもかかわらず、請求者が正当な手段を経ずに取得した経緯があるため
2	平成29年度	0日 (即日)	子ども家庭支援センターでの法律相談の記録の相談種別の訂正 法律相談において、相談内容と相談種別が一致しておらず、相談者が相談した内容に従って種別の訂正を請求	訂正	子ども家庭支援センター	不承諾	同上
3	平成30年度	20日	子ども家庭支援センターにおける〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇の記録と登録の削除	削除	子ども家庭支援センター	不承諾	【審査請求事案】 条例上、削除が認められる場合には該当しないため
4	平成30年度	4日	自己に関する「教育センター内で、関係する複数の職員からのヒヤリングや療育活動の記録の確認に関わる情報のすべて」のうち、〇月〇日〇時頃場所相談室〇、職員〇〇〇〇〇から確認した当時の状況について	訂正	教育センター	不承諾	教育センターにおいて適切に職員から聞き取りを行って認定した事実であり、事実に関する部分に誤り又は不正確な内容があると認められないため

